毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

条　　例

○北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例……（施設運営指導課）　11
○北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例……（高齢者保健福祉課）　11
○北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例……（高齢者保健福祉課）　12
○北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例……（子ども未来推進局）　13

告　　示

○平成21年（第38回）採石業務管理者試験の実施……（資源エネルギー課）　13
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業支援課）　13
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　14
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　14
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　14
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　14
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防災害課）　15

公　　表

○水防法による浸水想定区域の指定……（河川課）　15

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　15
○特定調達契約に係る落札者等の公示……　16

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　17

条　　例

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第78号

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金等を積み立て、地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設等の安全性の確保を図るため、北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第３条　基金は、第１条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

２　前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第６条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第79号

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を積み立て、地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第20項に規定する施設をいう。）その他の介護のサービスを提供する小規模な施設の整備等の促進を図るため、北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第３条　基金は、第１条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

２　前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第６条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第80号

北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

（設置）

第１条　国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金を積み立て、介護職員の処遇の改善及び介護老人福祉施設（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第24項に規定する施設をいう。）その他の介護のサービスを提供する施設の開設等の促進を図るため、北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第３条　基金は、第１条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

２　前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第６条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一

般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道条例第81号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「実施、」を「実施及び」に、「対応」を「対応、地域の創意工夫による子育ての取組等への支援、一人親家庭等への支援の拡充、社会的養護に関する支援の拡充」に改める。

附則第２項中「平成23年３月31日」を「平成27年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

告　　示

北海道告示第569号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第１項の規定により、平成21年度（第38回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　試験期日及び試験時間　　平成21年10月９日（金）午前10時から正午まで

２　試験地及び試験場所

⑴　試　験　地　　札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市

⑵　試　験　場　所　　受験票により受験者に通知する。

３　試　験　科　目

⑴　岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

⑵　岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

４　受験願書提出先　　受験希望地に所在する支庁の産業振興部商工労働観光課に提出すること。

５　受付期間及び受付時間　　平成21年８月31日（月）から同年９月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時45分から午後５時30分まで

なお、郵送等の場合は、平成21年９月18日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

６　提　出　書　類

⑴　受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号）様式第９によること。）

⑵　写真（縦５センチメートル、横４センチメートル、受験願書提出前６月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

７　受　験　手　数　料

受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。

８　そ　の　他

受験に関して不明な点があるときは、各支庁産業振興部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江丹別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
就　任	平成21. 4. 1	理　事	小林　健蔵	旭川市江丹別町芳野346番地
同	同	同	菅原　金次郎	同　江丹別町中央96番地の２

就任	平成21. 4. 1	理事	池田冨士世	同	旭川市江丹別町拓北558番地
同	同	同	武石尚志	同	江丹別町嵐山197番地の６
同	同	同	渡部弘	同	江丹別町嵐山59番地の11
同	同	監事	森内恒夫	同	江丹別町嵐山347番地の２
同	同	同	北井伸幸	同	江丹別町中央244番地の３
退任	平成21. 3.31	理事	小林健蔵	同	江丹別町芳野346番地
同	同	同	三浦幸直	同	江丹別町嵐山206番地の７
同	同	同	池田冨士世	同	江丹別町拓北558番地
同	同	同	武石尚志	同	江丹別町嵐山197番地の６
同	平成20. 3.31	同	加賀美邦彦	同	江丹別町芳野238番地の８
同	平成21. 3.31	監事	杉山茂	同	江丹別町共和68番地
同	平成20. 5.31	同	楠正美	同	江丹別町富原278番地

北海道告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　余市郡余市町豊丘町1227の１、1227の３
２　指定の目的　水源のかん養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

１⑴　解除予定保安林の所在場所　勇払郡厚真町字幌内１の12・１の13（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　水源のかん養
⑶　解除の理由　道路用地とするため
２⑴　解除予定保安林の所在場所　勇払郡厚真町字幌内１の12・１の13（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　公衆の保健
⑶　解除の理由　道路用地とするため
３⑴　解除予定保安林の所在場所　釧路市音別町４の１（次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　水源のかん養
⑶　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　小樽市（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　水源のかん養
３　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　道道

２　路　線　名　白老大滝線

３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
白老郡白老町字白老861番地先（河川敷地）から 白老郡白老町字白老866番地先（河川敷地）まで	前	27.50mから 71.50mまで	454.00m	——
	後	47.00mから 94.00mまで	454.00m	——

北海道告示第575号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

室蘭港北町２丁目３地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱11号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
室蘭市	港北町２丁目	341番11	1
同	同	341番15	2
同	同	341番16	3
同	同	341番17	4
同	同	341番19	5
同	同	357番31	6
同	同	357番55	7
同	同	357番32	8
同	同	357番170	9
同	同	341番６	10
同	同	341番９	11

公　　表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項の規定により、二級河川厚沢部川水系厚沢部川及び安野呂川、鶉川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第３項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道函館土木現業所事業部治水課及び江差出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年８月11日

北海道知事　高　橋　はるみ

支　庁　告　示

北海道十勝支庁告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年８月11日

北海道十勝支庁長　竹　林　　孝

１　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　大型複写機等の賃貸借その１

(ｱ)　調達をする物品等の名称

大型複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）１台分に係る１月当たりの単価及び１カウント当たりの単価

(ｲ)　調達台数及び調達予定数量

１台及び１月当たり6,600カウント

イ　大型複写機等の賃貸借その２

(ｱ)　調達をする物品等の名称

大型複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）１台分に係る１月当たりの単価及び１カウント当たりの単価

(ｲ)　調達台数及び調達予定数量

１台及び１月当たり900カウント

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び仕様書による。

(3)　契　約　期　間　　平成21年10月26日から平成26年10月24日まで。ただし、予算

の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

⑷　納　入　場　所

ア　大型複写機等の賃貸借その１　北海道帯広土木現業所本所

イ　大型複写機等の賃貸借その２　北海道帯広土木現業所大樹出張所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成21年北海道告示第８号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成21年８月11日から９月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前８時45分から午後５時30分まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地　北海道帯広土木現業所企画総務部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道帯広土木現業所企画総務部総務課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　帯広市東３条南３丁目１番地　北海道帯広土木現業所１階Ａ会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地　北海道帯広土木現業所企画総務部総務課）

⑵　入札日時　平成21年９月30日（水）午前11時（送付による場合は、平成21年９月29日（火）までに必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

６　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

７　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

８　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格である者を落札者とする。

９　その他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑸、⑺から⑼まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名称　北海道帯広土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地　電話番号 0155－26－9094

10　Summary

Ａ．Nature and quantity of the products to be procured :

ａ．lease of a large-scale copying machine No 1 1 set

ｂ．lease of a large-scale copying machine No 2 1 set

Ｂ．Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., September 30, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than September 29, 2009)

Ｃ．Contact : Gereral Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Obihiro District Public Works Management Office, 1-banti, Higashi 3-jo, Minami 3-Chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9094

北海道釧路支庁告示第２号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年８月11日

北海道釧路支庁長　田　中　正　巳

1　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　ロータリー除雪車（2.2m／2,300ｔ）　１台

（ロータリー除雪車（200ＰＳ）１台と交換）

⑵　除雪トラック　２台（10ｔ級（６×６）（Ｓ）Ｇ散布装置１台及び10ｔ級（６×６）（Ｓ）Ｇ１Ｗ１台）

（除雪トラック２台（10ｔ級（６×６）（Ａ）Ｇ１Ｗ１台及び10ｔ級（６×６）（Ｓ）Ｇ１Ｗ１台）と交換）

2　落札を決定した日

平成21年７月29日

3　落札者の氏名及び住所

⑴ア　氏　名　　ナラサキ産業株式会社

イ　住　所　　札幌市中央区北１条西７丁目１番地

⑵ア　氏　名　　東北海道日野自動車株式会社

イ　住　所　　帯広市西19条北１丁目７番６号

4　落札金額

⑴　20,685,000円

⑵　68,491,500円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成21年６月19日付け北海道釧路支庁告示第１号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

⑵　所在地　　釧路市双葉町６番10号

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年８月11日

北海道教育庁十勝教育局長　秋　山　雅　行

1　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　パーソナルコンピュータの賃貸借　一式　84台

⑵　パーソナルコンピュータの賃貸借　一式　42台

2　落札を決定した日

平成21年７月22日

3　落札者の氏名及び住所

⑴　氏　名　　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社

⑵　住　所　　東京都港区芝５丁目29番地11号

4　落札金額金額（１月当たりの単価）

⑴　235,158円

⑵　99,120円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成21年６月９日付け平成21年北海道教育庁十勝教育局告示第15号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道教育庁十勝教育局企画総務課

⑵　所在地　　帯広市東３条南３丁目

正　誤

○平成21年７月31日（号外第24号）

北海道規則第71号（北海道財務規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
2	左	29

誤　「第２項又は前項後段」

正　「第２項又は前項後段の」

ページ	欄	行
2	左	31

誤　「第３項又は前項後段」

正　「第３項又は前項後段の」

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,190円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社